

「秋田県障害者差別解消条例（仮称）」（素案）に関する 意見募集（パブリックコメント）の実施について

秋田県では、障害を理由とする差別の解消を推進するとともに、障害及び障害者に対する県民の理解を深め、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重した共生社会の実現を目指し、条例の制定を進めております。

この度、条例の素案を取りまとめましたので、県民の皆様にお示しし、次のとおり御意見を募集します。

1 条例の名称

秋田県障害者差別解消条例（仮称）

2 意見の提出期間

平成30年11月26日（月）から平成30年12月25日（火）まで（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト『美の国あきたネット』<https://www.pref.akita.lg.jp/>
「美の国あきたネット」→「部署別一覧」→「健康福祉部」→「障害福祉課」
→「権利擁護」→「差別の解消」

（2）印刷物の閲覧場所

秋田県健康福祉部障害福祉課（県庁本庁舎2階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

※閲覧時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書の様式を用意しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

5 意見提出の際の留意事項

郵便、ファクシミリ、電子メールいずれの方法で提出される場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。そ

の際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉班

住 所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

F A X：018-860-3866

電子メール：Shoufuku@pref.akita.lg.jp

8 問い合わせ先

秋田県健康福祉部障害福祉課 調整・障害福祉班

電 話：018-860-1331

※問い合わせ時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）